

広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告（案）に関する意見募集結果及び意見に対する考え方
 （平成22年11月12日～同年12月12日意見募集）

【意見提出 13件】

提出された意見の概要	意見に対する考え方
<p>「全体への意見」 本検討に関し、現行 BWA システムを高度化し、伝送速度の高速化等を行うことは非常に有意義なことであると考えます。</p> <p>本報告書案については、他の無線局への干渉等について十分検討されたものであり適当と考えられることから、本報告書案に賛同するとともに、商用化に向け早急に法整備を行って頂くことを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>なお、制度に関するご意見は、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外であることから、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>「全体への意見」 電波政策を決定する過程に問題があると思う。具体的には、現在の電波政策を提案している国会議員が、電話会社から莫大な政治献金を受け取っている事実がある。</p> <p>次々と新しい電波政策を提案する前に、まず、政策を作るための公平・中立な土壌を作るべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>審議内容については、情報通信審議会が総務大臣の諮問を受け、学識経験者等の専門委員による審議を行っており、また、審議の開始にあたっては意見陳述の機会を、技術的条件案を作成した後はパブリックコメントの機会をそれぞれ設けております。</p>

提出された意見の概要	意見に対する考え方
<p>「全体への意見」</p> <p>この度の高度化によるモバイル WiMAX の移動局の空中線電力の増加・送信空中線絶対利得の増加は、移動局を扱う人のみならず、近くの人に電磁波曝露を増加させる。また、XGP の基地局の空中線電力の増加・送信空中線絶対利得の増加も、基地局周辺住民の電磁波曝露を増加させる。それにもかかわらず、この点について全く触れられていない。電磁波曝露による健康被害が発生している事実を認識していただきたい。</p> <p>このような高度化は取りやめ、基地局・移動局ともに空中線電力・送信空中線利得を減らすよう求める。</p> <p>また、電波塔について、設置場所・運営状況をヨーロッパのように公表して頂くよう求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>	<p>電波の安全性に関するご意見については、今回の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認しており、また、本指針の変更は行っておりません。</p> <p>健康被害及び設置場所の公表に関するご意見は、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外ではありますが、今後の検討にあたっての留意事項とさせていただきます（欄外の注をご参照ください）。</p>
<p>「全体への意見」</p> <p>国内でも電磁波の健康に与えるリスクが明らかにされており、総務省は、国民を守る立場に立ち、国民に電波被害を押しつけることを厳しく反省し、やめるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人F】</p>	<p>健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外ではありますが、今後の検討にあたっての留意事項とさせていただきます（欄外の注をご参照ください）。</p>
<p>「全体への意見」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康異常を訴えている人々の調査 2. 電磁波問題の相談窓口の設置 3. 安全基準の見直し <p>など、電磁波被害を受けている人々の意見に真摯に向き合い、問題解決を早急にするべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人H】</p>	<p>健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外ではありますが、今後の検討にあたっての留意事項とさせていただきます（欄外の注をご参照ください）。</p>

提出された意見の概要	意見に対する考え方
<p>「全体への意見」</p> <p>委員会報告案 p37、p46 において、「移動局等電波を使用する機器については電波法施行規則第 21 条の 3 に適合し、電波法施行規則第 14 条の 2 に準ずること。」とあるが、「電波法施行規則第 21 条の 3」の規定について、「基準値が世界一甘いこと」、「この規定が完全に守られているのか現場ではあいまいであること」等の懸念がある。</p> <p>また、スプリアス領域の不要発射の強度について「可能な限り 9kHz から 110GHz までとすることが望ましいが、当面の間は 30MHz から第 5 次高調波までとすることができる。」とされているが、どのような意味か。</p> <p style="text-align: right;">【個人 J】</p>	<p>WiMAX の高度化、XGP の高度化のそれぞれにおいて、一般的条件の中の電波防護指針への適合として「移動局等、電波を使用する機器については、電波法施行規則第 21 条の 3 に適合し、無線設備規則第 14 条の 2 に準ずること。」としていますが、当該基準は今回検討を行った高度化によって変更されておらず、本指針の値及びその運用については、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外であります。今後の検討にあたっての留意事項とさせていただきます（欄外の注をご参照ください）。</p> <p>スプリアス領域の不要発射の強度の許容値の測定範囲については、国際標準規格 ITU-R 勧告 SM.329-10 における指針を基に、有意な測定値が得られる周波数範囲を定めているものです。</p>
<p>「全体への意見」</p> <p>今回の移動無線アクセスシステムの普及という技術革新はすばらしくても、安全性や景観という面に配慮したものであってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人 K】</p>	<p>電波の安全性に関するご意見については、今回の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認しており、また、本指針の変更は行っておりません。</p> <p>景観に対する配慮については、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外であります。今後の検討にあたっての留意事項とさせていただきます（欄外の注をご参照ください）。</p>

提出された意見の概要	意見に対する考え方
<p>「基地局の空中線電力の増加について」</p> <p>本システム技術の導入や高度化による健康への影響について懸念している。</p> <p>基地局周辺住民の健康被害の実態調査及び基地局との関係解明をしないまま、導入や高度化をしないようお願いする。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】、【個人D】、【個人L】</p>	<p>健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外ではありますが、今後の検討にあたっての留意事項とさせていただきます（欄外の注をご参照ください）。</p>
<p>「基地局の空中線電力の増加について」</p> <p>健康被害を考慮せずに、関連事業者の電波塔を増加させようという総務省と審議会のあり方に非常に疑念を感じる。審議会メンバーと総務省担当職員等の過去にさかのぼっての利益相反や株式保有状況などを国民に公表すべき。</p> <p>携帯電話等の電磁波が健康に与える影響を懸念する研究や報道が出てきている中で、それらを検証することなくシステムの高度化を図ることは避けるべき。電波放出区域と放出しない区域をつくり、国民が選択できるようにすべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件に関するパブリックコメントの対象外ではありますが、今後の検討にあたっての留意事項とさせていただきます（欄外の注をご参照ください）。</p>
<p>「基地局の空中線電力の増加について」</p> <p>基地局からの空中線電力の増加による、これ以上の電波の被曝量の増加に反対。安全性の確保を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人G】、【個人I】</p>	<p>電波の安全性に関するご意見については、今回の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認しており、また、本指針の変更は行っておりません。</p>

（注）本委員会では、現行の電波防護指針の変更に関する審議を行っておらず、高度化に際しても電波防護指針に定める規定の範囲内で運用することとなります。

電波防護指針そのものに関するご意見もございましたが、電波防護指針に定められている基準値は、国際非電離放射線防護委員会により発表され、WHOが遵守することを推奨している「時間変化する電界、磁界及び電磁界へのばく露制限のためのガイドライン」に定められている基準値と同等のものとなっています。この電波防護指針や基準値は、科学的な知見に基づき変化するものですので、指針等の制度整備において常に内外の情報を反映し対応しております。なお、現時点では、当該基準値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められておらず、健康被害について、電波が原因であるとはいえない状況です。